

介護職員等特定処遇改善加算の算定について

「介護職員等特定処遇改善加算」

介護職員の処遇の改善については、介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の拡充がなされてきましたが、令和元年10月の消費増税に伴う介護報酬改定で、介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験や技能のある介護職員に重点を図りながら、更なる介護職員の処遇改善を進めることとされました。＜平成29年12月8日閣議決定＞

これを受け、社会福祉法人水交苑では算定に係る下記の要件を満たしていることから令和元年10月より当該加算を算定し、介護職以外の職種も加算の対象としております。



「介護職員等特定処遇改善加算の算定要件」

- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取組みがあること
- ・ 賃金以外の処遇改善に向けた取組みの見える化を行っていること

「見える化要件」

介護職員等特定処遇改善加算の算定については、更に「見える化」に向けた取組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容の公表として、介護サービスの情報公表制度の活用や法人ホームページの活用、外部から見える形で周知を図っていきます。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外での処遇改善に関する具体的な取組み内容を下記に提示します。

	職場環境要件項目	法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入することで、受験料や研修費及び交通費の補助を行い、職員が研修や講習を受けやすい環境整備を行っている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修樹高などによる雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得の促進を積極的に行い、行動計画への目標にも掲げている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	リフトを導入して、介護職員の腰痛防止と業務負担の軽減に努めている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	安全衛生委員会他、各種委員会の開催や、マニュアル作成の実施。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	毎年の健康診断の実施、施設内全面禁煙、職員休憩室の確保。
その他	介護サービス情報公表制度の活用や、人材育成理念の見える化	全体会議をとおして法人全職員で共有化を図っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	無理なく働ける勤務シフトの作成や、相談やサポート等の環境が整っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	施設内行事の開催をとおして、地域住民との交流や児童・生徒によるボランティア活動、アトラクション発表等、地域の交流の場として定着している。
	非正規職員から正規職員への転換	積極的に正職員への登用を図っている。
	職員の増員による業務負担の軽減	職員の増員を図り、業務負担の軽減に繋げている。